# 平成28年度 第1回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会 議事録

日 時: 平成 28 年 5 月 9 日 (月) 13 時 30 分~15 時 30 分

場 所:佐倉市役所 社会福祉センター 地下研修室

委員名簿				事務局出席者			
委 員	岩淵	康雄	医 師	福祉部	部長	井坂	幸彦
"	秤屋	尚生	歯科医師	高齢者福祉課	課長	島村	美惠子
"	深沢	孝志	社会福祉協議会	包括ケア推進班(班長)	主 幹	三須	裕文
"	林	久雄	民生委員・児童委員	包括ケア推進班	主査補	里吉	奏子
"	瀬尾	潔	ボランティア団体	包括支援班(班長)	主 査	山本	義明
"	川﨑	順子	高齢者クラブ	介護給付班(班長)	主 査	福山	利加子
"	寺田	洋介	施設介護サービス事業者	介護資格保険料班(班長)	主査	遠藤	和久
"	大野	哲義	在宅介護サービス事業者	介護認定班(班長)	主査	菅澤	朋子
"	國本	幸栄	公募市民	生きがい支援班(班長)	副主幹	渡部	友昭
"	根本	弘子	公募市民	生きがい支援班	主査補	阿部	徳彦
"	村田	修造	公募市民	生きがい支援班	主査補	中川	佳奈
"	松井	強	公募市民				
"	古島	弘	公募市民				
"	鈴木	雅之	学識経験者				

※敬称名略

■委員欠席者:1名:鈴木委員

◆傍聴者 : 0名

それでは、定刻となりましたので、会議を始めさせてい ただきます。

本日は、お忙しい中、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進 懇話会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

始めに、会議の開催にあたりまして、市長よりごあいさ つを申し上げます。

〇市長

みなさん、こんにちは。佐倉市長の蕨 和雄でございます。 本日は、大変お忙しい中、佐倉市高齢者福祉・介護計画 推進懇話会にご出席いただきまして、誠にありがとうござ います。

皆さまご承知のとおり、我が国では、少子・高齢化が進み、10年後の平成37年には、人口の多い団塊の世代の方々が後期高齢者となりまして、医療や介護を必要とする方が増加するものと予測されております。

佐倉市におきましても、高齢化の進展は著しく、平成28年3月末現在で28.6パーセントであった高齢化率が、10年後には33.8パーセントとなり、実に3人に1人の方が高齢者になるものと見込んでおります。

また、そのときの介護保険の要支援・要介護認定者数は、現状の1.4倍の約9.300人になるものと見込んでおります。

佐倉市では、昨年度「第4次佐倉市総合計画 後期基本計画」を策定したわけでございますが、この中で、人口減少・少子高齢化を当市における喫緊の課題と捉え、定住人口の維持、交流人口の増加を図るための施策を整理、位置付けたところでございます。特に、高齢者支援に向けた施策といたしましては、楽しく生きがいのある暮らしづくり、介護予防、多様な生活支援サービスの提供体制整備、認知・施策、介護保険制度の効率的運用、医療・介護・福祉・保健のネットワーク構築を掲げ、いわゆる「地域包括ケアシステム」の構築を図りまして、高齢社会に対応したまちづくりを進めていく所存でございます。

当懇話会は、市民の方々を始めといたしまして、各方面 でご活躍の方々から直接ご意見をお伺いすることが出来る 貴重な場となっております。

委員の皆さまにおかれましては、より良い高齢者福祉行 政に向けまして、格段のご支援とご協力を賜りますよう、

# 〇市長

お願い申し上げます。

結びに、本日ご参集賜りました皆さまの一層のご健勝と ご活躍を祈念申し上げまして、ご挨拶といたします。

### 〇高齢者福祉課

続きまして、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会委員の委嘱状交付を行います。恐縮でございますが、お名前をお呼びいたしますので、呼ばれた方は、その場でご起立いただきますようお願い致します。

# ~委嘱状交付~

# 〇高齢者福祉課

恐縮でございますが、市長は所用がございますので、ここで退席させていただきますことをご了承ください。

それでは、ただいまより、平成28年度第1回佐倉市高 齢者福祉・介護計画推進懇話会を開催いたします。

本日、初めての顔合わせということになりますので、委員の皆様、並びに事務局職員の紹介を自己紹介という形でさせていただきたいと思います。

# ~各委員自己紹介~

# ~職員自己紹介~

#### 〇高齢者福祉課

それでは、ここで推進懇話会における会長、副会長の選出をさせていただきます。初めての懇話会でございますが、資料1に委員名簿がございますので、こちらを参考にしていただければと思います。

佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱の第6条第1項におきまして「推進懇話会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。」となっております。

会長、副会長の選出について、ご意見がございましたら お願いいたします。

# ●A 委員

事務局に案があるようでしたら、お示しいただければと 思いますが、いかがでしょうか。

#### 〇高齢者福祉課

ご提案ありがとうございます。事務局の案でございますが、昨年度まで役職を務めていただいておりましたので、

会長を医師の岩淵委員に、副会長を社会福祉協議会の深沢委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

# ~ 各委員から異議なしの声 ~

#### 〇高齢者福祉課

ありがとうございます。それでは、会長に岩淵委員、副会長に深沢委員が選出されました。どうぞよろしくお願いいたします。それでは会長、副会長に選出されました、岩淵委員と深沢委員におかれましては、前の席の方にお移り頂きたいと思います。

# ~会長、副会長席に移動後~

### 〇高齢者福祉課

会長からご挨拶をお願いしたいと思います。

#### ●会長

皆さんこんにちは。前回に引き続きまして、大役を仰せつかったわけでございますが、内心、不安な面もございますので、みなさんのご協力をいただきながら進めさせていただければと思っております。

推進懇話会の役割でございますが、この会議は意思決定機関ではなく、市が高齢者福祉や介護保険に関する施策を 実行していくにあたり、各委員が各々の立場でご意見等を 述べていただく場となっております。

従いまして、各委員におかれましては、それぞれのお立場から忌憚の無いご意見等を積極的にご提案いただきまして、今後の市の施策や事業の実施に際し、市側で役立てていただければと考えております。3年間の長丁場でございますので、いろいろあるかと思いますけれども、私といたしましては、市と協力いたしまして、高齢者の方々の福祉の増進に役に立てるような建設的な提案をしてまいりたいと考えております。今後とも、ご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### 〇高齢者福祉課

ありがとうございました。続きまして、深沢副会長より ご挨拶をお願いいたします。

# ●副会長

社会福祉協議会の深沢と申します。よろしくお願いいたします。

何分不慣れな点がございますが、会長と同様に、皆さん

# ●副会長

のご協力をいただきながら、会長を補佐できればと思って おります。今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

## 〇高齢者福祉課

どうもありがとうございました。それでは、ここからは、 佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱第7条第 1項の規定に基づきまして、会長に議長をお願いいたしま す。よろしくお願いいたします。

# ●会長

それでは、規定によりまして、会長が会議の議長を務めることになっているようでございますので、私の方で進行をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、委員の出席状況でございますけれども、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱第7条第2項によりまして「推進懇話会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。」となっております。

本日、委員の過半数が出席しておりますので、会議は成立しております。

会議次第にはございませんが、はじめに、本日の会議の公開の可否及び懇話会の会議録の作成方法について決を とりたいと思います。

この件に関して、事務局よりご説明をお願いいたします。

#### 〇高齢者福祉課

本懇話会ですけれども、本日が新委員で開催する第1回 目の会議でございますので、会議録の作成方法等について あらかじめ決定しておく必要がございます。

本懇話会は、佐倉市情報公開条例及び佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱の第8条の規定に基づきまして、原則会議を公開することになっております。

ただし、特定の個人や法人の情報に関して公開しないことが適切であると認められる場合につきましては、公開しないことが可能となっております。

本日の会議でございますが、議事として、非公開にすべき内容は含まれておりませんので、事務局といたしましては、本日の会議の全部を公開するものとして取り扱わせていただきたいと考えております。

なお、本日傍聴人はいませんが、会議を公開することによって、公正かつ円滑な議事運営が阻害されると判断される場合におきましては、懇話会の決定によって、会議の全部もしくは一部を非公開にすることも可能となっており

ます。

次に、会議録でございますが、同要綱第8条第2項において、会議録を作成し、市の市政資料室への配架及び市のホームページにて公開することとなっております。

会議録の作成方法につきましては、皆さまのお名前を記載せず、A委員、B委員、C委員・・・というように記載をし、ご意見等につきましては、一語一句全てを会議録に記載するのではなく、要約した形で記載し、公開していくように考えております。

会議の公開及び会議録の作成方法に関する事務局から の説明は以上です。よろしくお願いいたします。

## ●会長

ただいま事務局より本日の会議公開の可否については 全部公開とし、会議録の作成方法については、委員氏名を 記載せず、要約した意見のみを掲載するという提案がござ いました。これに関しましてご意見等はございませんでし ょうか。何かございましたらご意見等を出していただけれ ばと思いますが。いかがでございましょうか。

なお、ご発言の際は、挙手をされてお名前を告げてから ご発言をしていただきますよう、宜しくお願い致します。 ご意見等が無いようでしたら、ここで決をとらせていた だきたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

# ~ 全委員挙手 ~

### ●会長

ありがとうございます。賛成多数ということで、本日の会議は公開扱い、また、会議録は、委員氏名を記載せず、 要約意見のみを掲載し、ホームページ等で公開するという ことになりましたので、事務局の方で対応よろしくお願い いたします。

### 〇高齢者福祉課

ありがとうございました。なお、会議録を作成するために、録音をさせていただいておりますので、委員の皆様におかれましては、あらかじめご了承いただきますよう、宜しくお願い致します。

# ●会長

それでは、議事①佐倉市高齢者福祉·介護計画推進懇話 会の所掌事務について、事務局より説明をお願い致しま す。

まず、配付資料の確認をさせていただきます。

- (1)会議次第:第1回佐倉市高齢者福祉·介護計画推進懇話会 次第
- ②資料 1: 佐倉市高齢者福祉·介護計画推進懇話会 委員名簿
- ③資料 2: 佐倉市高齢者福祉·介護計画推進懇話会設置要綱
- ④資料 3: 佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会とは
- ⑤資料 4: 平成 28 年度 高齢者福祉課 事業概要
- ⑥資料 5: 懇話会及び検討会 開催スケジュール表 (予定)
- ⑦資料 6: 佐倉市高齢者福祉・介護計画【計画書】 以上です。

それでは、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会につきまして、「資料2の要綱」及び「資料3の高齢者福祉・介護計画推進懇話会とは」に基づき、ご説明をさせていただきます。

再任の委員におかれましては、既にご理解をいただいていることと存じますが、再度ご確認される意味で、お聞きいただければと思います。

まず、資料3をご覧ください。

佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会は、【目的】に ございますように、平成27年3月に策定した「第6期佐 倉市高齢者福祉·介護計画」に基づく施策や事業の推進に あたり、効果的な運用が確実に図れますように設置する組 織となります。

次に、配付資料にもございます計画書「佐倉市高齢者福祉・介護計画」でございますが、この計画は、老人福祉法及び介護保険法の規定に基づき、市町村に策定が義務付けられた法定計画でございまして、第6期計画では、平成27年度から29年度までの3年間を一期とする計画になっております。そのため平成29年度には、次期の計画となる第7期計画の策定作業を推進していく必要がございます。

計画の策定にあたりましては、本懇話会に、ご意見等を伺いながら作業を進めていくこととなります。

続きまして、資料3の2頁をご覧ください。 懇話会の職務でございますが

- (1) 高齢者計画=高齢者福祉・介護計画の策定及び変更に関して意見を述べること。
- (2) 高齢者計画に関する事業の進行管理及び点検評価に際して意見を述べること。
- (3) 地域包括支援センターの設置及び運営等に関して意見

を述べること。

- (4) 地域密着型介護サービス費の支給について意見を述べること。
- (5) 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関して意見を述べること。
- (6) 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準に関して意見を述べること。
- (7) 高齢者計画による施設の整備に当たり、施設の設置及 び運営の主体として適当と認められる事業者を選考し、 市長に報告すること。
- (8)介護保険法第 115条の 48 の規定による支援体制に関する検討、すなわち。市町村レベルでの地域課題を検討するため、地域ケア会議としての役割を担うこと。
- (9) その他高齢者計画に必要なこととなっております。

なお、所掌事務の中にございます、地域包括支援センターの設置及び運営に関してご意見を述べていただく、「地域包括支援センター運営協議会」、介護保険サービスの地域密着型サービスに関連してご意見を述べていただく「地域密着型サービス運営委員会」並びに、介護保険法 115 条の 48 の規定による支援体制を検討する「地域ケア会議」の委員も兼ねていただくことになります。それぞれの詳細につきましては、後程ご説明をさせていただきます。

続きまして組織でございますが、資料1の委員名簿のとおりでございまして、資料2の設置要綱に基づき、本懇話会を設置したものでございます。任期は、平成31年3月末までの3年間となります。

懇話会すなわち全体会議については、今年度 4 回の開催 を予定しております。

次に、職務の細部について調整等を行うため設置することとなります検討会についてご説明申し上げます。

資料 2「設置要綱」の第 9 条のところをご覧いただければと思います。

「要綱第9条:推進懇話会は、所掌事務の細部について調整等を行うため、必要に応じて次の検討会を開催できるものとし、その所掌事項は次の各号に掲げる検討会に応じ、 当該各号に定めるとおりとする。」とございます。

検討会は(1)から(4)までの4つの組織がございます。

(1) 高齢者福祉検討会は、老人福祉法に規定する老人福祉

計画に関する事業の進行管理及び点検評価並びに調査研究に関すること。

- (2)介護保険検討会は、介護保険法に規定する介護保険事業計画に関する事業進行管理及び点検評価並びに調査研究に関すること。
- (3) 事業者選考検討会は、高齢者計画に基づく施設の整備を伴うサービス提供事業者の選考に関すること。
- (4)認知症対策検討会 介護保険法第 117 条第 3 項第 6 号 に掲げる事項に関すること。

### ●介護保険法第 117 条第 3 項第 6 号:

「認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援 に関する事項、居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者に係 る医療その他の医療との連携に関する事項、高齢者の居住に係る 施策との連携に関する事項その他の被保険者の地域における自立 した日常生活の支援のため必要な事項」

このうち、(1)から(3)までの検討会は、本懇話会委員のうちから会長が選定することになっておりますが、(4)の認知症対策検討会は、認知症に関する専門性が必要となりますことから、本懇話会委員とは別の方々に委員をお願いしております。

なお、各検討会は、計画の見直しや個別具体の事業等についてご意見等をいただく必要が生じた場合などに、それぞれの検討会を設置して、ご意見等を伺うものになっております。

続きまして、地域包括支援センター運営協議会について、ご説明をさせていただきます。

資料3の3頁をご覧ください。

まず、地域包括支援センターは、高齢者の方がご自宅や 住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、地 域の身近な相談窓口となっております。

各センターには、保健師又は看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの専門3職種が配置され、それぞれ連携して、それぞれの専門性を生かしながら地域に暮らす高齢者の相談支援を行っております。

地域包括支援センターの業務として、包括的支援事業があります。

包括的支援事業は、

①介護予防ケアマネジメント業務として、介護予防サービス支援計画の作成やサービス利用の支援、評価、さらには

利用者に合わせた計画の見直しなどを行います。

- ②権利擁護、高齢者虐待の防止業務として、成年後見制度の利用支援をはじめ、高齢者の方の人権や財産を守るため、高齢者のニーズに即したサービスや関係機関につなぎ高齢者の権利擁護や虐待の防止を図ります。
- ③総合相談支援業務として、個々の高齢者の方にどのような支援が必要かを把握し、地域における介護保険以外のサービスを含む適切なサービスや支援、関係機関や福祉制度の利用につなげるなど、総合的な相談や支援を行います。
- ④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務として、地域 の高齢者に必要なサービスや支援が届くよう、ケアマネジャーとの連携強化や支援、さらには医療機関をはじめとす る各種関係機関とネットワークづくりを進めます。

なお、資料にはございませんが、指定介護予防支援事業所として市の指定を受け、介護予防サービス支援計画書を 作成すると共に、計画に基づく介護予防サービスの提供されるよう、関係機関との連携調整を行っております。

次に、同じ頁の下段の佐倉市の地図をご覧ください。

地域包括支援センターは、佐倉市高齢者福祉・介護計画において、西側の上段から①志津北部圏域、下段の②志津南部圏域、右側の③臼井・千代田圏域、更に右側の上段の④佐倉圏域、下段にいきまして⑤根郷・和田・弥富圏域と、市域を5圏域に区分して日常生活圏域を設定しており、各圏域にごとに1箇所の地域包括支援センターを設置しています。

なお、佐倉市では、平成 21 年度から市内 5 か所の地域 包括支援センターについて、社会福祉法人に業務委託し、 設置しております。

続きまして、資料3の4頁をご覧ください。

四角い枠の中に、介護保険法施行規則の抜粋がございますが、「地域包括支援センターは、地域包括支援センター 運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営 を確保すること」とされております。

佐倉市では、この地域包括支援センター運営協議会の機 能及び役割を、本懇話会に担っていただいております。

所管事項といたしましては、センターの設置及び運営等 に関する事項、具体的には、

①センターの設置、変更など(委託先法人の選定、変更)

- ②センター委託先法人の予防給付に係る事業の実施
- ③日常生活圏域の設定
- ④介護予防支援業務(介護予防ケアプラン)の外部委託
- ⑤センターの運営(計画、実績)

に記載されていることについて、ご意見等をいただきた いと考えております。

なお、①から⑤までのいずれの事項につきましても、最終的な決定は市が行うこととなりますが、様々な立場からのご意見等を伺いながら、地域包括支援センターの適切な 運営に生かしてまいりたいと考えております。

高齢者の増加や核家族化の進展等に伴い、地域包括支援 センターが担う役割は、今後さらに拡大していくものと考 えております。

委員の皆様方には、地域包括支援センター運営協議会について、ご理解とご協力をお願いたします。

引き続き、地域密着型サービス運営委員会に関するご説明をさせていただきます。

資料3の5頁をご覧ください。

はじめに資料の修正をお願いいたします。9番目の地域 密着型通所介護の定員ですが、予定として 18名以下とあ りますが、19名未満と修正してください。大変、申し訳ご ざいません。

では、改めまして地域密着型サービス運営委員会に関するご説明をさせていただきます。まず、地域密着型サービスは、高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにするとの観点から、平成18年4月に創設されたサービスです。平成28年度からは「小規模な通所介護」が追加され、地域密着型介護サービスが9種類、地域密着型介護予防サービスが3種類となっています。これらのサービスが利用できるのは、原則として佐倉市民に限られます。こちらの一覧表より、より詳しい内容が「第6期佐倉市高齢者福祉・介護計画書」の77頁以降にありますので、後で目を通していただければと思います。

続きまして、資料6頁をお願いします。

地域密着型サービス運営委員会の設置についてご説明します。

四角で囲んだ箇所に、委員会の設置の根拠について、介

護保険法の抜粋がございます。1つ目として、法第42条の2第5項により、厚生労働大臣が定める基準により算定した額を限度とし、市町村が独自に地域密着型サービス費の額を定めようとするとき、2つ目として、法第78条の2第7項により、地域密着型サービス事業者の指定若して、法第78条の4第6項により、厚生労働省令で定める範囲内で、地域密着型サービスに従事する従業者、設備及び運営費の基準について、市町村が独自に基準を定めようとするときは、「介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させ、及び学識経験を有する者の知見の活用を図るために必要な措置を講じなければならない。」とされています。

地域密着型サービス運営委員会は、これらに基づき設置 されており、委員の皆さまにご意見をいただくこととなり ます。

資料の説明は以上です。

#### ●会長

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見・ご 質問等がございましたらお願いいたします。

#### ●B 委員

要支援 1・2 の認定を受けている人が、今後デイサービスを利用できなくなる人がいると聞きましたが、その点について教えていただきたい。

#### 〇高齢者福祉課

要支援 1・2 の認定を受けている人が現在受けているのは予防給付であり、今後は地域支援事業として位置づけられるものであって、使えなくなるわけではありません。

## ●B 委員

市の事業計画によっては利用日数が制限されることに なるのでしょうか。

# 〇高齢者福祉課

平成29年4月から始まる地域支援事業の移行に向けて、 庁内及び関係各機関等と連携、協議しながら必要な仕組み づくりや体制整備等について検討しているところである ため、現時点ではお答えができません。

# ●C 委員

つまり今年度中は変わらないということになります。

# 〇高齢者福祉課

今年度末までが移行期間なので、平成 29 年度以降の細

かい料金設定等については、懇話会に諮っていきたいと考えています。

●D 委員

すでに総合事業を実施している自治体より、いいものを 作っていきましょう。

●B 委員

検討会がたくさんありますが、4回の開催で足りますか。

〇高齢者福祉課

懇話会は年4回を予定しています。検討会については、 特定の委員を選出したうえで、介護保険検討会は年2回、 事業者選考検討会は年1回の開催を予定しています。

●E 委員

平成28年度の予算は、前年度予算と比較して1.4%の減となっていますが、同等のサービス水準を維持できるのでしょうか。

〇高齢者福祉課

事業計画は、3 年単位で見込をたてており、問題ありません。

●F 委員

地域ケア会議もこの懇話会で行うことになるのですか。

〇高齢者福祉課

はい、そうなります。

●会長

ご意見等は、他にございませんでしょうか。無いようでしたら、次に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。 議事②「佐倉市の高齢者福祉及び介護保険の概況について」事務局より説明をお願いします。

〇高齢者福祉課

~資料4に沿って説明~

●会長

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見・ご 質問等ございましたらお願いいたします。

●G 委員

資料 4 の P8、平成 26 年度の実施回数に対して、延べの参加人数が少なく感じます。会場の関係でしょうか。

〇高齢者福祉課

お見込みのとおりです。実際の講演会の会場や内容によ

って人数が多く集まらなかったものがあります。

# ●D 委員

私も参加人数が少ないのは気になりました。としとらん塾では、1回あたり20人程度の参加となっています。それ以外の講座も参加者が全体的に少ないと感じました。もっと大勢の人が参加すべきなのではと思いますが、いかがでしょうか。

### ●A 委員

参加者が少ないのは、運動する都合上、スペースが狭いと大人数で開催出来ないからだと思います。私も参加したことがありますが、その会場は 40 人も参加するとスペース的に厳しかったと記憶しています。

### 〇高齢者福祉課

従来のような市直営方式の手法では限界があるので、地域の集会所等の身近な場所で自主的かつ継続的に介護予防活動に取り組む市民団体に対し、今年度から新たに補助金を支出することにより、活動のすそ野を広げ、多くの市民に参加していただこうと考えています。

### ●B 委員

高齢者人口に対し、各事業の参加率が低いと思います。 特にこれまで参加していない人の参加率を上げることが 重要だと思います。

## 〇高齢者福祉課

引きこもりの人などを、様々なネットワークを利用して 参加に繋げていきたいと考えています。

#### ●H 委員

施設公募を実施するとのことですが、施設の従事者の確保については、市ではどの様な施策を考えているのでしょうか。

#### 〇高齢者福祉課

特別養護老人ホーム等、既存の介護施設については、定期調査を実施していますが、介護人材が著しく不足しているという状況には無いものと認識しています。また、施設公募を実施する際に、応募事業者から職員体制に係る資料を提出させるように考えています。なお、市では、介護人材確保に向けた事業実施の予定は、現時点でありません。

### **●**C 委員

総合事業のみなし指定や、事業所の監査担当部署はどこ になるのでしょうか。

介護給付班が指定と監査を担当し、施設整備は生きがい 支援班が担当します。

●会長

ご意見等は、他にございませんでしょうか。無いようでしたら、次に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。 議事③「今後のスケジュールについて」事務局より説明をお願いします。

〇高齢者福祉課

懇話会は、本日を含め4回、介護保険検討会は2回、事業者選考検討会は1回の開催を予定しております。

なお、検討会の委員の選定につきましては、次回の懇話 会時に決めさせていただきたいと考えております。説明は 以上でございます。

●会長

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご質問等ご ざいましたらお願いいたします。

●F 委員

検討会の委員構成等は、いつ頃決まるのでしょうか。

〇高齢者福祉課

次回、7月の推進懇話会で事務局案を固める予定です。

●会長

それでは、本日の議事はすべて終了いたしましたので、 平成28年度第1回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇 話会を終了させていただきたいと思います。

委員の皆さま方におかれましては、ご協力ありがとうご ざいました。